公立大学法人新見公立大学　一般事業主行動計画
（次世代育成支援対策推進法）

次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、すべての教職員の労働条件の改善等を行うことを目的とし、次のとおり行動計画を策定する。

１．計画期間　　令和８年１１月１３日～令和１２年3月３１日

２．目標と取組内容

〇目標１

男女ともに育児休業を取得しやすく、かつ、円滑に職場復帰ができる環境を整備する。その中で、男性教職員の育児休業取得率※を３０％以上にする。

※配偶者が出産した男性教職員のうち、実際に育児休業を取得した職員の割合

【取組内容】

令和８年１１月１３日～

・教職員が気兼ねなく育児休業等を取得できるよう、代替要員の確保に努める。

・育児休業後に原職または原職相当職へ円滑に復帰ができるよう、必要な配慮を行う。

・男性教職員に出産や育児に係る休暇・休業等の制度を周知し取得を促す。

〇目標２

教職員の働き方の見直しにより、年次有給休暇の取得を促進する。また、事務局職員全体の時間外労働時間を最終年度までに３％削減する。（基準年度：令和７年度）

【取組内容】

令和８年１１月１３日～

・業務の整理やシステム導入等により、業務のスリム化・効率化を図る。

・勤怠システムの設定や運用等の見直しにより、勤務実態をより正確に把握し、長時間労働等の是正を図る。

～本学における育児休業の取得・職場復帰の支援方針～

本学は、育児休業の取得を希望する教職員に対して、円滑な育児休業の取得及び職場復帰を支援するために、当該教職員ごとに育休復帰支援プランを作成し、同プランに基づく措置を実施します。同プランに基づく措置は、業務の整理・引き継ぎに係る支援、育児休業中の職場に関する情報及び資料の提供を含むものとし、育児休業を取得する教職員との面談により把握したニーズに合わせて定め、これを実施します。